明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境七）　一
〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学一一〇）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の定款の変更の認可に関する公示について（金融庁）　一九
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（同）　二三
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（同）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、住宅型式性能認定関係　一〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一一〇
会社その他
会社決算公告　一一二

省令

○環境省令第七号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十六日　環境大臣　斉藤　鉄夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四南極特別保護地区中「2キロメートル」を「3キロメートル」に改める。

別記第二十一南極特別保護地区を次のように改める。

第二十一　南極特別保護地区

ロス島のロイズ岬

この地区は、南緯77度33分12秒東経166度9分25秒の地点を起点とし、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分33秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分13秒東経166度10分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分15秒東経166度10分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分16秒東経166度10分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分14秒東経166度10分22秒の地点を結ぶロイズ岬の海岸線、同地点と南緯77度33分27秒東経166度11分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度8分10秒の地点を結ぶロイズ岬の最大高潮時海岸線から500メートル離れたところにある線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）

